3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可並びに電気工事業及び管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年11月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成30年１月10日
関東地方整備局長　泊　　宏
1　処分をした年月日　平成29年12月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日比谷総合設備株式会社　西村　善治　東京都港区三田３－５－27　国土交通大臣許可（特－27）第3931号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年11月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成30年１月10日
関東地方整備局長　泊　　宏
1　処分をした年月日　平成29年12月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社前田鉄工所　半谷　雅典　長野県須坂市大字豊丘1385－１　国土交通大臣許可（般－26）第3977号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年11月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成30年１月10日
関東地方整備局長　泊　　宏
1　処分をした年月日　平成29年12月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社サニックスエンジニアリング　宗政　　寛　東京都港区虎ノ門１－２－８　国土交通大臣許可（般－24）第24823号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業及び電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年11月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成30年１月10日
契約担当官
国土交通省航空局長　蝦名　邦晴
次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。
1．当該招請の主旨
本件は、全国の航空官署への通信サービスの展開及び運用を行うものである。
下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。
応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な通信条件を満足するための回線、機器等の詳細な設計・施工・運用技術を有している法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、企画競争へ移行する。
2．業務概要
⑴　業務名　平成30年度航空保安情報ネットワークサービスの調達
⑵　業務内容　航空保安業務用ネットワークの構築及び運用・保守等のサービス
⑶　履行期間　平成30年４月１日から平成31年３月31日まで
3．業務目的
本業務は、航空局の官署間に利用する約1,500本の音声、データの各種通信回線を信頼性の高い多重化回線網にて構築し、航空保安業務の基盤として効率的・経済的かつ安定したネットワークとして運用する。
また、現行の航空保安情報ネットワークを構成する各種機器は、老朽化・部品製造の中止・保守サービスの終了等により、これまでと同様の信頼性の高い運用を維持することは困難となるため、平成28年度から三カ年で次期の航空保安情報ネットワークを全国の航空局官署へ構築し、順次回線の移行を行う。
4．応募要件
⑴　基本的要件
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　国土交通省航空局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
③　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑵　業務執行体制に関する要件
①　電気通信事業法に定める電気通信事業者であること。
②　災害対策基本法に係る指定公共機関の指定を受けていること。
③　契約から納入までの工程及び工程管理体制を明示出来ること。
④　当該ネットワークにおける回線移行を含め、本調達の確実な履行が可能となる実施体制（人員構成、設計責任者及びその資格、品質管理体制）を明示できること。
⑶　技術力に関する要件
①　履行開始までに、全国の航空官署への通信サービスの展開・運用が可能なこと。
②　航空保安業務に求められる通信条件を満足するための回線、機器等の詳細な設計・施工・運用技術を有していること。
③　当該回線ネットワークにおいて、具体的な回線の移行方法を明示できること。
⑷　業務実績に関する要件
複数拠点間を結ぶネットワークの構築・運用実績を有すること。
5．手続等
⑴　担当部局
〒100－8918 東京都千代田区霞が関２－１－３　国土交通省航空局予算・管財室契約係　電話03－5253－8111（内線48655）ＦＡＸ03－5253－1656
⑵　説明書の交付期間、場所及び方法　平成30年１月10日から平成30年１月22日まで
場所：⑴に同じ。
⑶　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法　平成30年１月23日
場所：⑴に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。
6．その他
⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　関連情報を入手するための照会窓口
５．⑴に同じ。
⑶　契約予定日　平成30年４月１日
⑷　随意契約によることとした場合の「政府調達に関する協定」の規定上の理由　第15条ｂ「排他的権利の保護」
7．Summary
⑴　Subject matter of contract：Civil Aviation Bureau Air Traffic Services Network service.
⑵　Time-limit to express interests：17：00 23 January 2018